

介護職員等処遇改善加算の算定に係る届出書類一覧（令和6年6月以降）

		別紙様式 2-1	別紙様式 2-2	別紙様式 2-3	別紙様式 2-4	別紙様式 4	別紙様式 5	別紙様式 7-1	介護給付費 算定に係る 体制等に關 する届出書	介護給付費 算定に係る 体制等状況 一覧表
新たに介護職員等 処遇改善加算を 算定する場合	新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合（1事業所のみ）						※2	○	○	○
	上記以外の場合	○		○	○		※2	○	○	○
変更の届出	算定する新加算の区分変更を行う場合	○	※1	○	○	○	※2			
	会社法の規定による吸収合併、新設合併等による、「処遇改善計画書」の作成単位の変更	○				○	※2			
	複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減（新規指定、廃止等の事由による）	○	※1	○	○	○	※2			
	キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更（加算区分に変更が生じる場合に限る）	○	※1	○	○	○	※2		○	○
	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士の配置等要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合	○	※1	○	○	○	※2		○	○
	喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	○	※1	○	○	○	※2		○	○

※1 年度当初から算定している場合に添付が必要

※2 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、次の1～4までの事項を記載。

- 1 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る）についてサービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- 2 介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業等については、その他の職種の職員も含む。以下同じ）の賃金水準引き下げの内容
- 3 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み
- 4 介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

※3 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に関する内容に限る。）のみである場合には、実績報告書を提出する際に、別紙様式4に就業規則の改訂の概要を記載し提出。